役員·監査役紹介



社外取締役 福田 民郎

社外監査役 豊田 正和

取締役 上席執行役員 三木 陽介

取締役 専務執行役員 武内 徹

取締役 常務執行役員 富所 伸広

社外監査役 白木 三秀

社外取締役 八丁地 隆

社外取締役 古瀬 洋一郎

監査役 神崎 正巳 代表取締役 取締役社長 髙﨑 秀雄

代表取締役 専務執行役員 梅原 俊志

監査役 徳安 晋 社外監査役 寺西 正司

役員·監查役紹介

取締役

髙﨑 秀雄

代表取締役 取締役社長

1978年4月 当社に入社 2008年6月 当社取締役 執行役員

2010年6月 当社取締役 上席執行役員 2011年6月 当社取締役 常務執行役員

2013年6月 当社取締役 専務執行役員

2014年4月 当社代表取締役 取締役社長 CEO兼COO

2016年11月 当社代表取締役 取締役社長 CEO兼COO兼CTO

2017年4月 当社代表取締役 取締役社長 CEO兼COO(現任)

三木 陽介

取締役 上席執行役員

1993年4月 当社に入社

2016年6月 当社執行役員 ICT事業部門長

2017年4月 当社執行役員 副CTO ICT事業部門長 兼

全社技術部門副部門長·新規事業本

2017年6月 当社取締役 執行役員 副CTO

ICT事業部門長 兼

全社技術部門副部門長·新規事業本

2019年6月 当社取締役 上席執行役員 副CTO

ICT事業部門長 兼 全社技術部門副部門長 ·新規事業本部長(現任)

梅原 俊志

代表取締役 専務執行役員

1984年4月 当社に入社

2010年6月 当社執行役員 オプティカル事業部門長

2013年6月 当社上席執行役員 2014年4月 当社上席執行役員

経営統括部門経営戦略統括部長·調達統括部長

2014年6月 当社上席執行役員 CIO

2015年4月 当社上席執行役員 自動車材料事業部門長

2015年6月 当社取締役 常務執行役員

2017年4月 当社取締役 常務執行役員 CTO

2017年6月 当社取締役 専務執行役員 CTO

2018年4月 当社取締役 専務執行役員 CTO兼CIO

2019年6月 当社代表取締役 専務執行役員 CTO兼CIO

(現任)

古瀬 洋一郎

社外取締役(独立役員)

1964年4月(株)住友銀行に入行

1989年6月 同行取締役

1993年10月 同行常務取締役(1996年6月退任)

1996年6月 マツダ(株)専務取締役(2000年6月退任)

2001年6月 三洋電機(株)取締役

2002年6月 同社代表取締役副社長(2005年10月退任)

2006年1月 エバンストン(株)代表取締役(現任)

2007年6月 当社社外取締役(現任)

2010年9月 Global Logistic Properties Limited取締役

(2017年12月退任)

2015年7月 ペルミラ・アドバイザーズ(株)会長(現任)

2015年10月(株)スシローグローバルホールディングス取締役

(2016年12月退任)

2016年3月(株)ナスタ社外取締役(現任)

2018年1月 GLP PTE. Ltd顧問(現任)

武内 徹

取締役 専務執行役員

1981年4月 当社に入社

2010年6月 当社執行役員 経営統括部門経理統括部長

2011年6月 当社取締役 執行役員 CFO

2014年6月 当社取締役 上席執行役員 CFO 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 CFO

2018年6月 当社取締役 専務執行役員 CFO(現任)

富所 伸広

取締役 常務執行役員

1989年4月 当社に入社

2015年6月 当社執行役員

情報機能材料事業部門情報機能材料事業部長

2017年4月 当社執行役員 情報機能材料事業部門長

2017年6月 当社取締役 上席執行役員

情報機能材料事業部門長

2019年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)

八丁地 隆

社外取締役(独立役員)

1970年4月(株)日立製作所に入社

2003年6月 同社執行役常務

2004年4月 同社執行役専務

2006年4月 同社代表執行役 執行役副社長(2007年3月退任)

2007年6月(株)日立総合計画研究所代表取締役社長(2009年3

2009年4月(株)日立製作所代表執行役 執行役副社長(2011 年3月退任)

2011年4月 日立アメリカ社取締役会長(2015年3月退任)

2011年6月(株)日立製作所取締役(2015年6月退任) 2015年6月 同社アドバイザー(2016年6月退任)

2015年6月 当社社外取締役(現任)

2017年6月 丸紅(株)社外監査役(現任)

2017年6月 コニカミノルタ(株)社外取締役(現任)

福田 民郎

社外取締役(独立役員)

1989年4月 韓国三星電子(株)デザイン顧問(1999年9月退任)

1999年10月 京都工芸繊維大学大学院教授

2013年4月 京都工芸繊維大学名誉教授(現任)

2018年6月 当社社外取締役(現任)

監査役

神崎 正巳

監査役

1978年4月 当社に入社 2008年6月 当社執行役員

日東シンコー(株)代表取締役

2009年6月 当社執行役員 営業部門副部門長 ·東京支店長

2010年4月 当社執行役員 CIO 2011年6月 当社上席執行役員 CIO 2013年6月 当社常務執行役員 CIO 2014年6月 当社常務執行役員 営業統括部門長 2015年6月 当社常勤監査役(現任)

徳安 晋

監査役

1985年4月 当社に入社

2005年7月 オプティカル事業部経理部長

2009年10月 経営統括部門経理統括部経理財務部長

2011年11月 経営統括部門経理統括部経理財務部長・ 業績管理部長

2014年2月 経営統括部門経理統括部経理財務部長 兼 情報機能材料事業部事業統括部長

2014年4月 経営統括部門経理副統括部長

2015年4月 経営統括部門経理副統括部長 兼 自動車材料事業部門事業統括部経理部長

2016年4月 Nitto Automotive, Inc.代表取締役

2017年6月 当社執行役員

Nitto Automotive, Inc.代表取締役

2018年7月 当社執行役員 コンプライアンス統括部長

2019年4月 当社執行役員 サステナビリティ統括部長

2019年6月 当社常勤監査役(現任)

寺西 下司

社外監査役

1969年4月 (株)三和銀行に入行 2002年1月 (株)UFJ銀行代表取締役

2002年6月 (株)UFJホールディングス 取締役(2004年6月退任)

2004年5月 (株)UFJ銀行代表取締役 (2004年5月退任)

2004年7月 同行名誉顧問

2006年1月(株)三菱東京UFJ銀行名 誉顧問(現任)

2008年6月 当社社外監査役(現任) 2011年6月 月島機械(株)社外取締役

(2018年6月退任)

豊田 正和 社外監査役

1973年4月 通商産業省入省 2003年8月 商務情報政策局長

2006年7月 通商政策局長

2007年7月 経済産業省審議官(2008 年7月退官)

2008年8月 内閣官房宇宙開発戦略本部 事務局長(2010年8月退任)

2008年11月 内閣官房参与(2010年8月 退任)

2010年6月 (株)村田製作所社外監査役 (2016年6月退任) 2010年7月 (財)日本エネルギー経済研

究所理事長(現任) 2011年6月 当社社外監査役(現任)

2015年3月 キヤノン電子(株)社外取締 役(現任)

2016年6月(株)村田製作所社外取締 役(2018年6月退任) 2018年6月 日産自動車(株)社外取締役

(現任)

白木 三秀

社外監査役

1990年4月 国士舘大学政治経済学部

1999年4月 早稲田大学政治経済学部

教授 2005年4月 早稲田大学政治経済学術

2009年10月 国際ビジネス研究学会副会

2012年6月 当社社外監査役(現任) 2012年10月 国際ビジネス研究学会常任

理事 2013年8月 日本労務学会会長(2015

2015年10月 国際ビジネス研究学会会長

※当社取締役および監査役の個別の選任理由につきましては、当社ホームページhttps://www.nitto.com/jp/ja/ir/shareholdersmeeting/に掲載の定時株主総会招集 ご通知の参考書類に掲載しています。

院教授(現任)

年8月退任)

(現任)

役員·監查役紹介

執行役員一覧

氏名	役職	担当
高﨑 秀雄	代表取締役 取締役社長 CEO兼COO 内部統制委員長	経営全般
表利彦	専務執行役員 技師長	特命事項
吉本 道雄	専務執行役員 法務総務統括部長 輸出管理センター長	法務·総務 輸出管理
梅原 俊志	代表取締役 専務執行役員 CTO兼CIO 全社技術部門長 情報セキュリティ委員長	全社技術、情報機能材料事業、 メディカル事業、メンプレン事業、IT、調達、 ロジスティック、人事・教育、業務改革
武内 徹	取締役 専務執行役員 CFO J-SOX委員長・適時開示委員長	経理・財務、コンプライアンス
中平 泰史	常務執行役員 品質·環境·安全統括部門長 環境安全委員長	品質·環境·安全
飯塚 幸宏	常務執行役員 Nitto,Inc. 代表取締役	北米・南米エリア経営
富所 伸広	取締役 常務執行役員	基盤機能材料事業
大脇 泰人	上席執行役員 CPO	調達
Sam Strijckmans	上席執行役員 経理財務統括部副統括部長 Nitto EMEA NV 代表取締役	欧州エリア経営 グローバル財務・監査
山下 潤	上席執行役員 Nitto Denko (Singapore)Pte Ltd. 取締役	南アジアエリア経営
高柳 敏彦	上席執行役員 営業統括部門長·東京支店長	営業統括·営業支援
土本 一喜	上席執行役員 副CTO 全社技術部門副部門長·製造技術本部長	全社技術(製造技術・プロセス技術)
三木 陽介	取締役 上席執行役員 副CTO ICT事業部門長 兼 全社技術部門副部門長·新規事業本部長	ICT事業、トランスポーテーション事業、 全社技術(新規技術)
福原 浩志	執行役員 人財統括部長	人事·教育 事業所経営
藤岡 誠二	執行役員 メディカル事業部長	メディカル事業
右近 敦嗣	執行役員 日昌株式会社代表取締役	事業会社経営
李 培源	執行役員 Korea Nitto Optical Co., Ltd. 代表理事社長	情報機能材料事業
伊勢山 恭弘	執行役員 経理財務統括部長	経理·財務
佐藤 紀夫	執行役員 基盤機能材料事業部門長	基盤機能材料事業
城 勝義	執行役員 Nitto Denko (China) Investment Co., Ltd. 董事長·総経理	東アジアエリア経営
大須賀 達也	執行役員 サステナビリティ統括部長 CSR委員長	コンプライアンス
Mehrdad Tabrizi	執行役員 全社技術部門核酸医薬開発本部長 Nitto Denko Technical Corporation 取締役会長	全社技術(核酸医薬技術)
赤木 達哉	執行役員 情報機能材料事業部門長	情報機能材料事業
明間 健二郎	執行役員 未来戦略統括部長	経営企画

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

Nittoグループは、事業遂行における基本的価値観お よび目的意識を「経営理念」として確立しています。そして、 「経営理念」をベースに具体的な行動を示したガイドライン (「グループビジネス行動ガイドライン」)を策定し、役職員 に周知徹底しています。

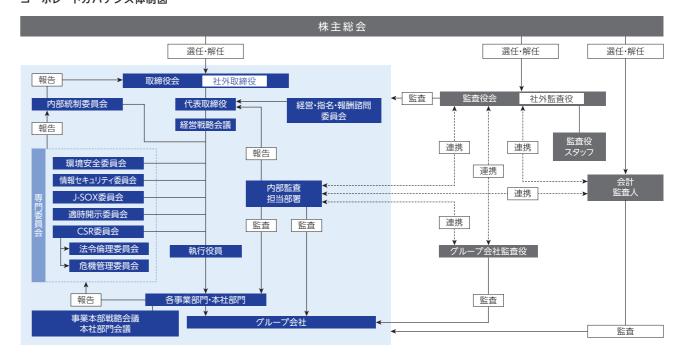
「経営理念」のもと、企業価値を最大化させ永続的に発 展していくためには、果敢な経営判断とともに、意思決定 の迅速性や透明性が必要と考えています。そのためには、 コーポレートガバナンスの確立が極めて重要な課題であ ると捉え、次の基本原則に沿って、「コーポレートガバナン スに関するガイドライン」を策定し、体制のより一層の充 実化を図ります。

- ① 株主の権利・平等性を確保します。
- ②ステークホルダーと適切に協働します。
- ③ 適切な情報開示を実施し、透明性を確保します。
- ④ ステークホルダーから期待された経営機能の 実現を目指します。
- ⑤ 株主との建設的な対話を行います。

コーポレートガバナンスに関する体制の概要

Nittoは、会社法第362条および会社法施行規則第 100条の規定に従って、内部統制に関する基本方針を定め、 以下のようなコーポレートガバナンス体制のもと、業務 執行を実施しています。

コーポレートガバナンス体制図



コーポレートガバナンス

取締役・監査役の選解任にあたっての 方針と手続について

■ 取締役会・監査役会の適切な構成について

Nittoは、現在の会社規模、取締役会・監査役会での実 質的な議論の促進、社外取締役の適切な人数の確保な どの観点から、取締役会においては10名以下(うち、独立 社外取締役は2名以上)とするのが、適切な構成と考えて おり、定款においても上限を10名と定めています。また、 監査役会においては5名以下(うち、独立社外監査役は半 数以上)とし、適切な経験・能力および必要な財務・会計・ 法務に関する知識を有するものを選任し、特に、財務・会 計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任 することが、適切な構成と考えており、定款においても上 限を5名と定めています。

■ 取締役・監査役の選解任について

取締役・監査役の選解任に当たっては、下記の役員選 任基準および役員解任基準を定め、当該基準に沿って運 用しています。さらに、取締役の選解任については、より 透明性・公正性を高めるために、経営・指名・報酬諮問委 員会において審議を行い、取締役会では当該諮問委員会 の答申を尊重して最終的な決定を行います。

<役員選任基準>

これまでの経験による深い見識や高い専門性を有する ことを基本として、これに加えて経営理念を理解し、実践 し、結果を出し、新しいことにチャレンジし続けられること。 (なお、当社では、この要件を満たす者を「Nitto Person」 という)

<役員解任基準>

- 1. 公序良俗に反する行為を行った場合
- 2. 法令または定款その他当社グループの規程に違反し、 当社グループに多大な損失または業務上の支障を生 じさせた場合
- 3. 職務執行に著しい支障が生じた場合
- 4. 役員選任基準に定める資質が認められない場合

■ 社外取締役・社外監査役の指名について

社外取締役および社外監査役の指名を行うに当たって は「役員選任基準」に加え、「独立社外役員の選任基準」を 定め、当該基準に満たす者を適任者として指名しています。 Nittoの取締役または監査役としての役割・責務を適切に 遂行するために必要となる時間・労力を確保するため、社 外取締役および社外監査役が他社の役員などを兼任する 場合には、適切な兼任状況であることに留意しています。

<独立社外役員の選任基準>

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保する ために、社外取締役および社外監査役(以下、総称して 「社外役員」という)の独立性に関する基準を以下のとお り定めます。当社は、社外役員または社外役員候補者が、 当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の 各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独 立性を有しているものと判断します。

- 1. 当計および当計グループ会計(以下、総称して「当計グ ループ」という)の業務執行者等(取締役、監査役または 執行役員その他の使用人)または過去10年間において 当社グループの業務執行者等であった者
- 2. 当社の大株主(議決権所有割合10%以上の株主。以下、同 じ)の重要な業務執行者等(取締役、監査役、会計参与、執 行役または執行役員その他の重要な使用人。以下、同じ)
- 3. 当社が大株主である会社の重要な業務執行者等
- 4. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社との 取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の 2%超)の重要な業務執行者等
- 5. 当社の主要な借入先(直近事業年度末における連結借 入総額が、連結総資産の2%超)の重要な業務執行者等
- 6. 当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度におい て、個人は1千万円以上、法人・団体は連結総売上高の 2%超)を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種 コンサルティング専門家、研究・教育専門家
- 7. 当社および当社グループ会社の業務執行者等の親族 関係(3親等以内または同居親族)
- 8. 過去5年間において、上記2. から7. までのいずれかに該 当していた者
- 9. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、 一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断さ れる事情を有する者

取締役の報酬に関する方針

Nittoにおける取締役(社外取締役を除く)の報酬は、 中長期的な業績向上および企業価値の持続的な向上へ の貢献意欲を高めるため、また、固定報酬と変動報酬、 現金報酬と株式報酬のバランスなどにも配慮し、

- ・固定報酬としての基本報酬
- ・短期的業績連動報酬としての取締役賞与
- ・中期的業績連動報酬としての業績連動型株式報酬 (中期経営計画の業績目標などを基本として取締役会 で決定する各数値目標の達成度合いに応じて、0%か ら150%の範囲で支給する)
- ・中長期的業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬 の4種類で構成されています。そして、各報酬は、それぞれ

ごとに株主総会で決議いただいた総額(および株式総 数)の範囲内で決定しています。

また、報酬の客観性および透明性を高めるために、取 締役の報酬の考え方について経営・指名・報酬諮問委員 会の意見を聴取したうえ、業績連動型株式報酬について は予め定める算定式により、その他の報酬については代 表取締役が個人別の報酬の内容を個々の取締役の職務 と責任および実績に応じて決定することにしています。

なお、Nittoの社外取締役の報酬は、取締役会の重要 な意思決定を通じ経営の監督を行うなどの役割に照らし、 株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含めず、固 定報酬である基本報酬のみで構成されています。

取締役の報酬について

	固定報酬	短期的業績連動報酬	中期的業績連動報酬	中長期的業績連動報酬
常勤(社内) 取締役	基本報酬 役位別の定額制月 額報酬 総額上限 3,000万円/月 (うち社外取締役分 300万円/月)	取締役賞与 毎年、株主総会にて総額 上限を決議	業績連動型株式報酬 3事業年度の数値目標に応じて、基準交付株式数の0%~ 150%の範囲で株式を交付 総額・総数上限 3億6,4000万円/年 4万8,400株/年	譲渡制限付株式報酬 退職慰労金の代わりに、退 任まで譲渡制限が付された 株式を交付 総額・総数上限 2億4,3000万円/年 3万2,000株/年
社外取締役			_	

監査役の報酬に関する方針

Nittoにおける監査役の報酬は、取締役による職務執 行に対する監査などの職務を担うことに照らし、株式関 連報酬その他の業績連動型の要素を含めず、固定報酬で ある基本報酬のみで構成されています。そして、当該報酬 については、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で 決定しています。

また、監査役の個人別の報酬の内容については、個々 の監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議 によって決定しています。

取締役会の実効性についての 分析·評価·開示

Nittoは、取締役および監査役に向けたアンケートを 実施し、取締役会の実効性について分析・評価を行って

2018年度の実効性評価の結果の概要に関しては、 ホームページhttps://www.nitto.com/jp/ja/ir/ library/disclosure/に掲載しています(2019年3月29 日付「当社取締役会の実効性に関する評価の結果の概要 について」)。

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

Nittoグループでは、内部統制委員会および各種の専門 委員会を設置し、環境、安全、情報セキュリティ、コンプライ アンス、品質不正などのさまざまなリスクについて、グルー プ全体のリスク管理を行っています。2019年度は、より強 固なリスク管理体制を構築するよう、見直しを図ります。

リスクマネジメント力向上のための取り組み

Nittoグループは、毎年2,000名を超える管理職を対 象にビジネスリスクアンケートを実施しています。グルー プ全体に関わるリスクと事業や地域の特性によって異な るリスクを見極めるとともに、管理職一人ひとりのリスク 認識を高めることが目的です。調査結果をもとに、管理職 CSRワークショップでそれぞれの職場におけるリスク対策 の現状と、新たに必要な施策を議論するとともに、議論し た施策をそれぞれの職場で活用するなど、拠点・グループ 会社のマネジメント力向上を図っています。

事故・災害への対応

Nittoグループは中間材料を扱っており、幅広い業界 に採用されています。事業活動が停止すると、お客様を 含め社会に大きな影響を及ぼすことを認識しています。 そのため、事故や災害が発生した場合でも事業活動が継 続できるように、「人命尊重」「二次災害防止」「製品の供 給責任![地域への支援]に関する4つの基本方針を策定 しました。

また、「減災(災害による被害をできる限り小さくする取 り組み) | と 「早期復旧」のためには、迅速な初動対応こそ 重要と考えています。普段から緊急時の体制の確認・訓 練を行っており、有事の際は、CEOを対策本部長とする 「Nittoグループ災害対策本部」および「現地災害対策本 部」を迅速に立ち上げ、能動的な事業継続を行う体制を 整備しています。

2018年度、日本は多くの自然災害に見舞われ、改めて 事業継続計画(BCP)の重要性を認識した年になりました。 この経験をもとに、2018年度は事業継続マニュアルを見 直し、各拠点特有のハザード(危険要因)を踏まえた訓練 などを実施しました。2019年度は、さらに事故・災害対策 の強化を図ります。

知的財産権の保護

Nittoグループは次のポリシーのもと、グローバルに毎 年約2.000件の特許出願を行い、製品、事業を守る知的 財産権を取得しています。

- ①質の高い知的財産権を取得する
- ②知的財産権を正当に主張する
- ③他社の知的財産権を尊重する

お客様に安全に、安心してNittoグループの製品を使っ ていただけるよう製品品質を保つことはもちろん、模倣品 の排除にも努めています。

情報セキュリティ

Nittoグループにとって、情報システムは事業活動のあ らゆる側面において非常に重要な役割を担っています。 情報システムは年々複雑化・高度化しているうえに、サイ バーテロなどの対象にもなっており、情報セキュリティは Nittoグループの重要リスクのひとつと認識しています。 そこで、情報セキュリティ基本方針を定めるとともに、CIO を委員長(情報セキュリティ責任者)として、各専門部署お よび事業執行体から選任した委員で構成する情報ヤキュ リティ委員会を設置しています。

2018年度は、情報セキュリティマネジメントに関する自 己点検において評価の低かった拠点・グループ会社のモニ タリングにより、グループ全体のレベル底上げを図りました。

コンプライアンス

コンプライアンス推進体制

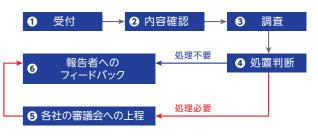
Nittoグループは、従事するすべての人にコンプライア ンスを徹底するとともに、通報などによって得られた「疑 わしきこと を見過ごさない強い姿勢で臨みます。

CSR委員長を責任者とした「法令倫理委員会」を設置し、 グループ全体の法令倫理課題を監視するとともに、重大 な事項に関する情報は経営戦略会議を通じて経営層へ報 告し対策を講じるなど、取り組みを推進しています。また、 文化・習慣・国籍の異なるすべての従業員に向けて16言語

に対応した 「ビジネス行動ガ イドライン」を配付し、入社時 研修を義務付けています。



通報窓口対応フロー



労務・人権問題の再発防止

グループ内で労務・人権に関する通報があった場合、対 象者に留まらず問題のあった職場に対し指導・教育を行っ ています。2018年度は、対象となった6カ所の拠点やグ ループ会社において意識アンケートと研修を実施しまし た。職場全体の意識醸成によって同様の問題が起きない よう再発防止に努めています。

コンプライアンスの徹底

役員と管理職を対象としたCSR研修の一環としてコン プライアンスをテーマのひとつに掲げ、実践はもちろん、 不正監視と未然防止の役割を担う自覚を促します。 2018年度は、20か国で計144回のワークショップを開 催し、「組織ぐるみの不正」と「ハラスメント」に関する事例 紹介やグループ討議を通して2.351人が理解を深めま

また、Nittoグループとお取引きいただく仕入れ先様へ も「CSR調達ガイドライン」においてコンプライアンスの徹 底をお願いしており、CSR調達アンケートやCSR調達取引 先評価チェックシートで取り組み状況を確認しています。

通報窓□ (社内およびパートナー・ホットライン)

法令違反や倫理問題の早期発見および即時対応のた め、NittoのCSR担当部署に直接報告・相談する窓口を設 け、連絡先を「ビジネス行動ガイドライン」に記載しています。 上司やグループ各社の担当部署に相談しにくい内容の場 合、グループ従業員であれば誰でも利用できます。また、国 やエリアごとに社外の第三者機関を介する通報システムも 導入し、通報者の保護と対応の体制強化を図っています。

さらに、Nittoグループとの取引きに際して、パートナー 様からコンプライアンス違反もしくは疑いに関する相談を 受け付けるパートナー・ホットラインも設置しています。 2018年度、商法上の開示義務が生じる問題はなかった ものの、労務・人権や不正に関する通報は28件ありました。 いずれも通報者を保護したうえで関係者へ入念なヒアリ ングを行い、解決を図りました。